

平成25年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金 (義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成2年		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳		
会計区分	一般会計		政策・施策名	基本目標Ⅶ 分担金・拠出金 具体的施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	ウィーン条約第6条3				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本条約は1985年3月22日にウィーンで採択され、2010年2月現在、195か国及びECが加盟。我が国については1988年9月30日に国連事務総長に加入書を寄託し、同年12月29日より効力が生じている。 条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員9名で主に以下の業務を実施。 (1)締約国会議の開催(COP:3年に一回)、及びそれに伴うビューロー会合等関連会合の開催、(2)オゾン研究管理者会議の開催(3年に一回)、(3)オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、(4)ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の任務の遂行、等。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	9	9	8	6	7	
		繰越し等	—	—	—			
		計	9	9	8	6	7	
	執行額	9	9	8				
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	オゾン層保護に係る国際協力の推進及び代替物質の開発が促された。普及啓発活動により全ての途上国を含む全世界の国の加入が実現した。		成果実績	締約国	196	197	197	
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本件拠出金を用いて、事務局は締約国会議及びオゾン観測研究管理者会議を3年に一回開催している。また、オゾン層保護に係る国際的普及啓発活動を行っている。		活動実績 (当初見込み)	会議数 (回)		1		—
						()	()	()
単位当たりコスト	3,060ドル/国		算出根拠	拠出金÷締約国数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金	6	7					
	計	6	7					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	フロン等のオゾン層破壊物質は冷蔵庫やエアコン等の家電に含まれているところ、国民を挙げての取り組みが必要であり、国を挙げてその規制及び回収を定めた国内法を実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—	事務局予算は3年に一回のCOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	事務局予算は3年に一回のCOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事務局予算は3年に一回のCOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めていく。					
	外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	日本の分担額・拠出額に応じて要求を見直す。					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り						
	備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	62	平成23年	55	平成24年	79